

更なる保健事業の充実に向けた 検討状況について



現在の保険者機能強化アクションプラン（第5期）では、保健事業の基本となる「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」の3本柱を着実に実施する。

その上で、まずは**4年度から、現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、LDLコレステロール値に着目した受診勧奨を実施する**。さらに、支部保険者機能強化予算を活用した**喫煙対策、メンタルヘルス等の保健事業も推進**しつつ、令和5年度にパイロット事業を実施し、保険者機能強化アクションプラン（第6期）（6年度～8年度）に向けて以下をパッケージで実施したい。

（1）重症化予防対策の充実（6年度から実施、被扶養者向け）

被扶養者を対象とした、高血圧等に係る未治療者の医療機関への受診勧奨の実施

（2）支部主導の保健事業の実施（6年度から実施、被保険者・被扶養者・事業主向け、支部保険者機能強化予算で実施）

喫煙、メンタルヘルス等に着目した新たなポピュレーションアプローチ等、支部ごとの独自性を生かした支部主導の保健事業の実施

（３）健診・保健指導の充実・強化（被保険者・事業主向け）

① 生活習慣病予防健診の自己負担の軽減（６年度から実施）

特定健診（被扶養者向け）についてはこれまでも自己負担の軽減を行ってきているが、生活習慣病予防健診（被保険者向け）の自己負担は、政管健保の時から特に見直しが行われておらず、他の保険者との差が見られ、協会の健診実施率に影響を及ぼしている可能性があることから、**健診実施率の向上のため、自己負担を総合健保の水準を参考に引き下げる**。併せて、健診実施率向上には事業主との協働が必要であり、関係団体と連携した受診勧奨などの取組をより積極的に実施する。

② 付加健診の対象年齢拡大及び自己負担の軽減（６年度から実施）

病気の早期発見等の目的、健保組合の実施状況、定年延長の状況等を踏まえれば、現行の40歳、50歳という 10年に1度の実施では十分とは言えない。また、付加健診の自己負担についても、生活習慣病予防健診と同様に政管健保の時から特に見直しが行われておらず高い水準となっている。このため、①と同様に総合健保の水準を参考に**対象年齢を追加するとともに、自己負担を引き下げる**。

※ なお、健診内容については、国における特定健康診査等基本指針の見直しの動向（令和４年度中に取りまとめ）を踏まえることとしている。

<参考> 現在の協会けんぽの健診について

生活習慣病予防健診

- ・ 35歳以上75歳未満の被保険者を対象とした健診
- ・ 特定健診の検査項目に、がん検診(肺・胃・大腸)等を追加した充実した検査項目

付加健診

- ・ 40歳又は50歳の被保険者を対象とした健診
- ・ 上記健診に加え、腹部超音波検査や眼底検査等を追加した検査項目

特定健診(特定健康診査)

- ・ 40歳以上75歳未満の被扶養者を対象とした健診
- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律に基づいた検査項目

種類	対象者	検査項目
生活習慣病予防健診	35歳以上75歳未満の被保険者	診察等(問診・身体計測・視力検査・聴力検査・理学的検査)・血圧測定・尿検査・糞便検査・血液学的検査・生化学的検査・心電図検査・胸部レントゲン検査・胃部レントゲン検査・眼底検査(医師の判断により実施)
付加健診	40歳、50歳の被保険者 ※ 上記健診とセットでのみ受診可	尿沈渣顕微鏡検査・血液学的検査・生化学的検査・眼底検査・肺機能検査・腹部超音波検査
特定健診 (基本的な健診)	40歳以上75歳未満の被扶養者	診察等(問診・身体計測)・血圧測定・肝機能検査・血中脂質検査・血糖検査・尿検査
詳細な健診	健診結果等に基づいて医師の判断により実施	貧血検査・心電図検査・眼底検査・血清クレアチニン検査・eGFRによる腎機能の評価含む)